

第6号

2004年9月

庄内南部地区合併協議会だより



CONTENTS

これまでの協議状況について	2
厳しさを増す財政状況	5
意見・要望等はがき	6

これまでの協議状況について報告します



庄内南部地区合併協議会は、これまで二十四回の会合を開き、七市町村が合併する上でのいろいろな問題について検討、協議を重ねてきました。その結果、必要な協議もおおむね終わりに近づいてきましたので、協議してきた内容が会長より構成市町村長と議会の議長に報告されました。この度の広報では、この報告のあらましと、今なぜ合併をするのかを改めてお知らせすることとします。

いまなぜ市町村合併か

これからの時代、市町村は、住民の皆さんのニーズが増え内容も高度なものになっていくのにしっかりと対応していけるように、また人口の激減が予想される中で、地域特性を活かした価値ある、そして活力ある地域づくりを成し遂げていくため、行政能力を拡充・強化することが求められています。財政事情が窮迫するなか、組織・人員、業務運営の合理化・効率化を進め

ながら、基礎的自治体としての責務を十分に果たしていく必要があります。この度の合併は、関係市町村がこうした責務を自覚し、互いに協調して当面の難問を克服しながら、納得できる未来社会を開いていこうと決意し、積極的に取り組んできたところです。特に行政担当者の努力が強く求められるものですが、皆様のご理解とご支援、ご協力をいただきますようお願いする次第です。

協議内容の報告・そのあらまし

1 合併の方式について

新設合併とすることで合意しました。

2 合併の期日について

平成十七年三月末日までとすることで合意しました。その後、合併特例法の一部改正があり、十七年三月末までに合併議案の議決を得、所要の手続きを行えば、合併をする期限は十八年三月末までと決められました。そこで合併の日を一年延期すべきという意見、それとは逆に諸々の事情が緊迫している折、合意した通りに合併するべきという意見が出されました。法的に期限が延びたので、合併と同時に役所業務

を滞りなく始められるよう、万全の準備を整えるのに必要な期間はどうつか、現在、事務局でよく検討しています。近々合併の議案をまとめる時に決めることとなりますが、基本的な考え方は、合併するならなるべく早く実行するべきというものです。

3 新市の名称について

新市の名称については、協議会において自由な協議を重ねた後、運営小委員会（協議会の運営方針を決める委員会）として新市の名称を「鶴岡市」にすることを提案し、各委員の意見を聞いたところ、「賛同する」とした意見、「公募ができたならよかったが、今ではこれに賛同する」とした意見、「公募をするべき」とした意見に分かれました。これで意見は出尽くしたと判断し、運営小委員会並びに協議会に諮って新市の名称は「鶴岡市」とすることでおおむね合意が得られ、議論を終結しました。なおこの際にも「公募」をするべきだという意見は変わらないとする発言がありました。

4 新市の事務所の位置について

現在の鶴岡市役所の所在地とすることで合意しました。

5 議員の定数及び任期について

新市の人口規模に相応する議員定数

は三十四名ですが、合併特例法の規定にのっとり、合併後四年間に限り総定数を四十一名とすることに合意しました。なおこの場合の選挙に限り現市町村区域を各々一選挙区とし、その議員定数を鶴岡市選挙区で二十三名、藤島町選挙区で四名、朝日村選挙区で二名、その他の町村選挙区では各々三名として選挙をすることにも合意しました。

6 農業委員会の委員定数及び任期について

委員の選挙は定数四十名として、鶴岡市においては三選挙区、他の町村においては各々一選挙区を設けることなどについて合意しました。

7 地域審議会について

地域審議会は、合併特例法の規定に基づき、特に合併を進める上で検討すべきいろいろな課題を専門的に審議する機関で、設置期限を十年とし、委員定数を二十名以内として設置することに合意しました。

なお、この地域審議会は、各町村住民の声を市政の上に十分に反映させる必要があると各委員が強く訴えて設置することになったもので、この審議会には、各地区の振興対策など諸問題を幅広く審議させるべきだという意見がありました。これらを含む審議会の運営（開催回数など）は新市発足後に決めることにして、おおむね了解が得られました。



8 新市の建設計画について

新市の建設計画は、まず各市町村振興の基本構想、振興計画を最大限に尊重し、各地区の特性ある振興・発展を損ねることのないように事務局で原案を作成し、協議会で検討・協議を重ねてきました。協議の中心は施設整備事業などの実施計画でしたが、これも今後の財政見通しを立て、事業の重点性、

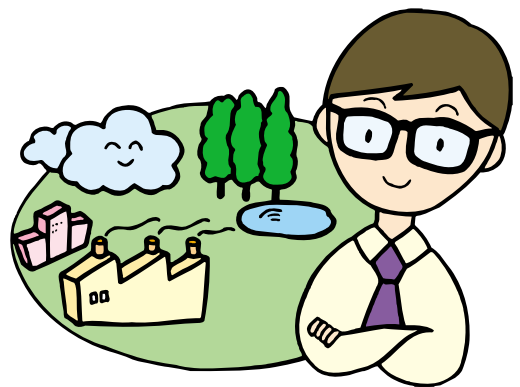
緊急性と共に地域的均衡を勘案して詰めたので、大方の論議は尽くされたものと思われ、協議会における建設計画の協議もおおむね終結としました。

なお今後は全国的に社会・経済情勢の激しい変革が予想され、また当地域は、特に人口の顕著な減少が始まります。半面、当地域は、優れた自然・文化資源が豊かであり、それぞれの地域特性を活かし、極めて価値ある地域を築く大きな可能性があります。その意味で、新市においては、この建設計画を事態の進展に合わせて常に見直し、一層充実した計画をつくり、より素晴らしい地域の構築が進むことが期待されます。

9 市町村間の調整について

各種の制度や施策は、各市町村間で様々相違しているものが少なくありません。そこで制度・施策項目のほぼ総て、おおよそ二千五百項目について相違点を点検し、違うものはどう調整するかについて検討・協議をしてきました。なお細かいところの検討など協議の余地は若干残りますが、まずは一通りの協議が済んだものと考え、これにて終結としました。

この協議の過程で、調整を先に延ばす案件が多過ぎるとか、鶴岡市の例に従う件数が多いといった意見がありました。合併方式を「新設合併」としたため、事務局では各市町村の施策を横並びにして比較検討し、調整措置は公



正かつ穩当に進めるよう十分に検討しました。特に施策というものは、市町村それぞれの特長な事情、経過があった決めたものが少なくないと思われるので、そうした施策については、拙速かつ強行に変えないように配慮しました。そのため、これらの施策は、一定の期間は従前のままとし、その間にこの施策の存否も含め、新市として好ましい施策になるよう十分に検討・調整することになりました。また鶴岡市の例によるとしたものが多過ぎるという意見については、例えば福祉施策ですが、鶴岡市には「福祉事務所」があつて、そこで担当する施策を持っているのに対し、町村には「福祉事務所」がなく、その施策は県の「福祉事務所」にやっってもらっているわけで、この場合は鶴岡市の例によるとするほかになく、そ

なことから鶴岡市の例による事例が目立ったのかも知れませんが、すべては公正、公平に配慮したものです。

このように今後の調整に託した施策はかなりありますが、これもなるべく早く市民全体の合意を得られるよう、提案した期間内に適切に決着がつくことが期待されます。

10 行政組織・機構の整備及び権限の取扱い

行政組織・機構の整備・再構築を真に適確に行えるかどうかは、今度の合併の成否の鍵を握る大きな命題です。そこで協議会では、合併に際して進める行政組織・機構の整備・再構築に関する基本的な考え方について協議しました。

なお、この組織・機構の具体的な計画づくりや実施の事は、この方針を基本にすることを前提に、行政当局の責任で進めることにしました。行政の組織・機構はとも複雑で、基本的な考え方に添って築くとしても、かなりの修正・改善を重ねなければならないからです。

新市の行政組織・機構は、次の基本的考え方に沿うよう整備・再構築することとしました。

現在の鶴岡市役所を本所（仮称）、町村役場を支所（仮称）とし、各々次の行政機能を分担・配置します

ア 住民は、これまで通り、従前の役所、本所・支所で諸々の手続きができ

るようにします。また、住民の日常生活にまつわる諸々の問題に関する相談窓口を、本所、各支所に設けます。また、健康・福祉部門など、サービス内容の充実・高度化が必要な部門では、専門職員の充実・資質の向上を図り、一体的・機動的に活動できる体制を整備します。

イ 支所では、各地区特有の事業や行事について、原則として従前に引き続き取り組んで行けるようにします。また合併に伴い検討すべき施策の調整業務にも取り組みます。

ウ 内部管理部門は、本所に中核機能を置き、その業務の充実を図りながら組織の合理的な統合・縮小をし、また職員の資質向上に努めながら適切な人員配置のもとに、計画的な人員削減を進めます。各部門における中枢管理機能は本所を中核にし、合理化を図りつつ充実、強化します。

本所、支所を除くサービス施設について

公共的サービス提供の分野では、このところ住民のボランティア活動、NPOによる活動が活発になってきているので、民間セクターとの協力・協調ができる体制づくりに努めます。また、民間のサービス機関に移管することが適切な公共施設は、努めて移管するよう措置します。

支所の権限などについて
支所の長を始めとする権限、予算執

行権などについては、新市の行政課題とその分担、財政事情などを総合的に勘案して決めるべきで、新市発足後に十分に検討することとしました。

行財政改革の推進

これまで、各市町村において実施してきた「行財政改革」は、引き続き実施していくことが望まれるので、組織・機構の再構築の際、この点にもよく留意します。

その他の事項について

(1) 一般職職員の身分の取扱いについて

構成する7市町村の一般職職員は、すべて新市の職員として引き継ぎます。職員の任免、給与その他の身分の取り扱いについては、人事管理、職員の処遇の適正化の観点から調整を図り、細目について、市町村長が別に協議して定めることにします。

(2) 特別職の身分の取扱いについて

特別職のうち、法律で定数がひとつに限定されていない監査委員、議会推薦の農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の定数、及び特別職の報酬の額について、7市町村長が別に協議して定めることにします。

(3) 財産の取扱いについて

7市町村が所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐことと

します。鶴岡市加茂財産区財産は、加茂財産区財産として、現行の通り新市に引き継ぐものとします。

(4) 町・字の取扱いについて

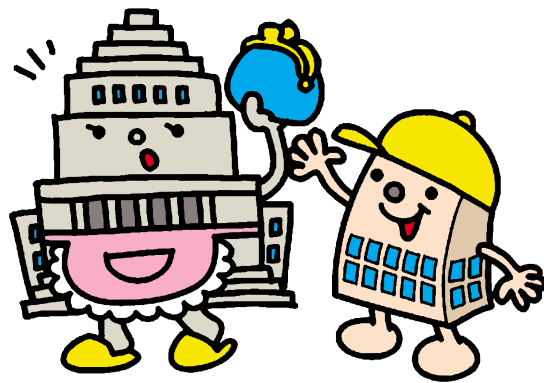
町・字の取り扱いについては、町・字の区域は原則として現行のとおりとし、大字の名称の前に大字の表記は付けないこととしました。現町村名を残すかどうかといった取扱いは、合併までに調整することとしました。

(5) 「合併特例区」、「地域自治区」について

合併特例法並びに地方自治法の一部改正により、「合併特例区」及び「地域自治区」を置くことができるようになり、この件について検討すべきだという意見が出されました。その必要性など、なお検討することとします。

厳しさを増す財政状況

16年度普通交付税の交付額決定



ナスとなっております。これに、地方財源の不足を補う臨時財政対策債の発行可能額を加えると二十一兆七百六十六億円、十二・〇割減となります。

これは、国が地方財政計画で投資的経費などの歳出を見直したことが影響しています。一方で、公立保育所運営費をはじめ、地方財政の「三位一体改革」に伴う補助金の一般財源化分は、全額を交付税の基準財政需要額に算入するなど、地方の裁量を広げる方向で算定内容が見直されています。また、小規模自治体に対する段階補正（割増）の縮小が継続されています。

交付税総額は 4年連続のマイナス

平成十六年度の普通交付税については、各自治体に交付する額が七月二十七日に閣議決定されています。総額は、前年度比六・五割減（道府県分七・一割減、市町村分五・七割減）の十五兆八千七百二十九億円で四年連続のマイ

庄内南部の合計では 5・3割の減

庄内南部七市町村の合計額を見ますと、普通交付税額が百九十三億一千四百万円、対前年度比〇・二割増となっていますが、その要因としては、基準財政需要額のうち、公立保育所運営費の一般財源化に伴う社会福祉費の増、高齢者保健福祉費（介護保険給付費、老人医療給付費）などの増要因が投資

的経費や段階補正による減要因を上回ったことにより、普通交付税は微増となったものと考えられます。

しかしながら、臨時財政対策債発行可能額が二十八億六千三百万円、三〇・九割減と大幅に減少したことにより、合計額では表に示すとおり二百二十一億七千七百万円、対前年度比五・三割減、十二億五千三百万円もの減となっています。

こうしたことを踏まえ、今後の行財政運営については、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行政の自己決定権、自己責任が拡大されることに十分に対応していくことが求められています。多様化する住民ニーズにも適確に 대응していく体制づくりが重要であると言えます。

今回の合併を機に、地方公共団体としての基盤をより強固なものとし、地方財政の状況が厳しさを増す中において、行政の効率化、財政の健全運営に努めていく必要があります。

基準財政需要額：地方公共団体が標準的な水準で行政を執行し、施設を維持するために必要な財政需要額

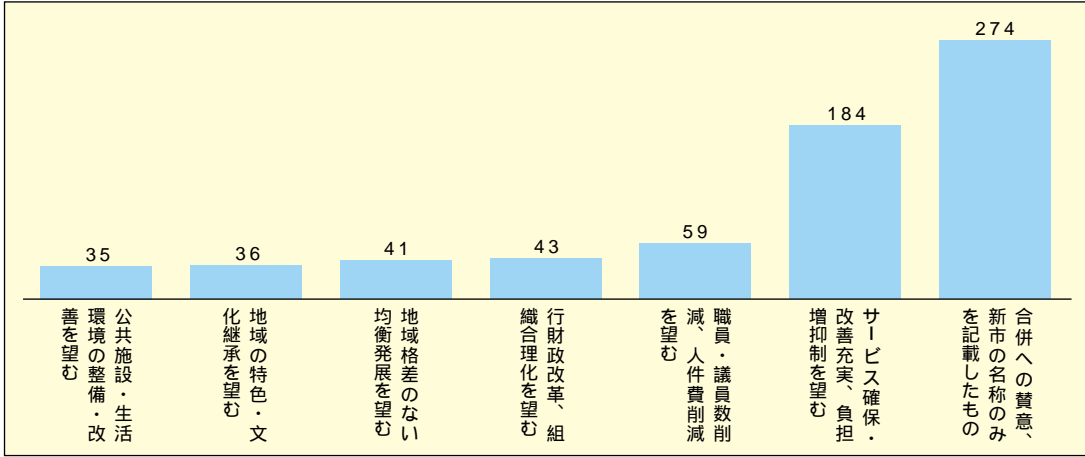
7市町村の普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の状況

(単位：百万円、%)

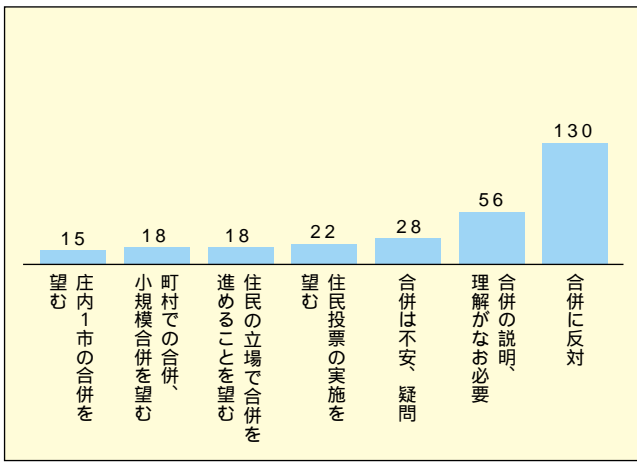
	平成15年度			平成16年度		
	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額	合計	普通交付税 (増減率)	臨時財政対策債発行可能額 (増減率)	合計 (増減率)
鶴岡市	8,455	1,955	10,410	8,535 (0.9)	1,370 (29.9)	9,905 (4.9)
藤島町	1,857	385	2,242	1,821 (1.9)	262 (32.0)	2,083 (7.1)
羽黒町	1,966	362	2,328	1,987 (1.1)	246 (31.9)	2,233 (4.0)
櫛引町	1,685	338	2,023	1,748 (3.7)	231 (31.9)	1,979 (2.3)
三川町	1,334	314	1,648	1,357 (1.7)	215 (31.5)	1,572 (4.6)
朝日村	1,773	389	2,162	1,721 (2.9)	265 (31.7)	1,986 (8.1)
温海町	2,215	402	2,617	2,145 (3.1)	274 (31.8)	2,419 (7.5)
計	19,285	4,145	23,430	19,314 (0.2)	2,863 (30.9)	22,177 (5.3)

新市への想いがたくむる寄せられました

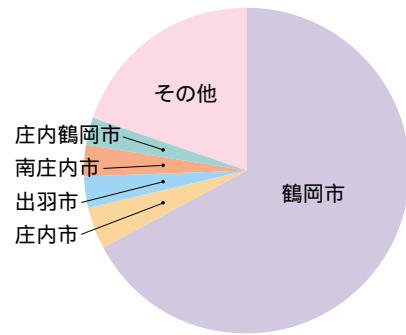
意見・要望等はがきの集約結果から



四月末から五月にかけて、合併協議会において協議されている「新市建設計画（案）」の概要をまとめた冊子を、七市町村の全戸に配布するとともに、八ガキにより市町村合併についての意見、要望等をお聞きしました。おおよそ一ヶ月間の募集期間中、新市のまちづくりに対する具体的な提言、意見をはじめ、新市の名称など、九百六十九名の方々から意見、要望が寄せられました。



新市の名称について



寄せられた貴重な意見、要望については、合併までの間に、新市での事業の実施方法・執行体制の検討や予算編成の中で参考にし、また、合併後において、経過措置のある事務事業の調整や施策の企画立案等のなかで参考にするなどして活かしていきたいと思っています。

なお、寄せられた意見、要望の詳細については、協議会のホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

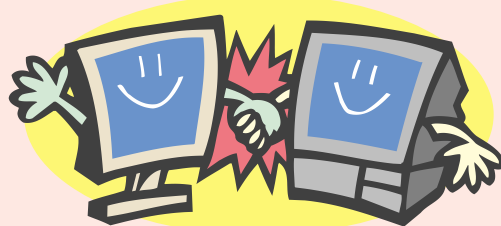
新市の名称についても四百八十一件のご意見が寄せられ、その中で最も多かったのが「鶴岡市」で、全体の約七割に当たる三百二十三件でした。

その他は、多い順に「庄内市」二十件、「出羽市」、「出羽庄内市」がそれぞれ十五件、「南庄内市」が十三件、「庄内鶴岡市」九件などでした。

補正予算について

七月二十六日に開催された協議会において、五百六十七万円の補正予算が承認されました。

合併に伴う電算システム統合作業がスムーズに行うよう必要な調査を委託して実施するための経費を予算化したものです。



庄内南部地区 合併協議会だより 第6号

編集・発行 / 庄内南部地区合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
☎0235-25-2115 ☒25-2154
電子メール info@shonainanbu-gappei.jp
ホームページアドレス http://www.shonainanbu-gappei.jp/